

キャッシュレス決済を導入します



会計室 ☎224-6051 ☎229-5621

3月1日(水)から市役所や各施設41か所の窓口でキャッシュレス決済が利用できるようになります。

利用できる窓口	対象となる支払い
市役所(市民課、市民税課、資産税課、収税課)、川越駅西口連絡所、各市民センター	各種証明書の交付手数料 (住民票の写し、印鑑登録証明書、課税証明書等)
公民館、公園管理事務所	施設使用料 (公民館使用料、球場等使用料等)
美術館、博物館、川越城本丸御殿、川越まつり会館、旧山崎家別邸	観光施設等の入館料・図録等

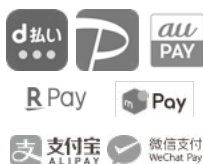
クレジットカード

VISA、MasterCard、JCB、American Express、Diners Club、銀聯



QRコード決済

d払い、PayPay、au PAY、楽天ペイ、メルペイ、Alipay、WeChatPay



電子マネー

交通系 IC (Kitaca、Suica、PASMO、TOICA、manaca、ICOCA、SUGOCA、nimoca、はやかけん)、QUICPay、WAON、iD、楽天Edy、nanaco



- * 市税等はこれまで通り現金でお支払いください。
- * 1回の支払いで、現金とキャッシュレス決済サービスとの併用はできません。
- * クレジットカードは一括払いのみです。分割での支払いはできません。
- * 窓口で電子マネーのチャージ(入金)はできません。残高不足の場合は、別の方法で支払いをお願いします。
- * 「QRコード」は(株)デンソーウェーブの登録商標です。



マイナポイント第2弾のポイント 申し込みをお手伝いします!

期間延長



市民課 ☎224-6178
☎225-5371



マイナポイントの予約・申し込みは、パソコンやスマートフォンから自身で設定できますが、対応するスマートフォンをお持ちでない方や予約・申し込みに不安がある方は、ご利用ください。

会場・時間…オークツウ(郭町1丁目2-2・本庁舎南側駐車場の東向かいのビル1階) = 月~金曜日、午前9時~午後4時30分(祝・休日を除く) ▶川越市民サービスステーション(3月15日(水)から新規開設) = 月~土曜日、午前10時~午後5時30分(祝・休日を除く)

持ち物…マイナンバーカード、マイナポイントを申し込む決済サービスの決済手段(ICカード、専用アプリ等)、マイナポータルに登録する口座の通帳またはキャッシュカード(口座の登録を行う方のみ)



2月末までにマイナンバーカードを申請した方が対象です。
この機会にぜひお申込みください!

連携協定を締結

環境政策課 ☎224-5866
☎225-9800



1月27日に、東京電力パワーグリッド(株)川越支社と脱炭素社会の実現に向けた共創推進に関する連携協定を締結しました。

今後は、定期的に協議を行い、それぞれが持つ情報や知見などを活用し、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを推進していきます。



軽自動車等の手続きはお早めに

市民税課 ☎224-5637 ☎226-2540

軽自動車・原動機付自転車・二輪車などは、4月1日を基準日として軽自動車税種別割が掛かります。

廃棄や譲渡などですでに所有していない、または登録内容に変更がある場合は、基準日までに各窓口で手続きをしてください。手続きの内容により、持ち物が異なります。詳しくは、各窓口にお尋ねください。



- 原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車=同課(本庁舎2階)
- 二輪の軽自動車(125ccを超え250cc以下)・二輪の小型自動車(250ccを超える)=関東運輸局埼玉運輸支局所沢自動車検査登録事務所(所沢市牛沼688-1) ☎050-5540-2029
- 軽自動車(三輪・四輪)=軽自動車検査協会埼玉事務所所沢支所(入間郡三芳町北永井360-3) ☎050-3816-3111

川越市オンブズマン制度



広聴課 ☎224-5011 ☎222-5454

オンブズマン制度は、市民の権利・利益を守り、公正で信頼される市政を推進するため、市政への苦情や不服について、公正・中立な立場から解決を図る制度です。

申し立ての手続き

市政に対する苦情で、申立人自身の直接の利害に関わるものであれば、どなたでも申し立てることができます。

申し立ては、同課(本庁舎3階)・市民センター・川越駅西口連絡所で配布する「苦情申立書」に、必要事項を記入し、郵送または直接、申立書の配布場所に提出してください(郵送の場合は、〒350-8601川越市役所広聴課内オンブズマン会議事務局)。

苦情の範囲

苦情の内容は、申立人自身に直接の利害関係があり、その事実があった日から1年以内のものに限ります。議会に関する事項など、調査できないものがありますので、あらかじめ同課にお尋ねください。

川越市オンブズマン

- 松本弥生さん(代表・弁護士)
- 陸登美江さん(元医療法人理事)
- 本山賢太郎さん(弁護士)

国民年金の手続きを忘れずに



市民課 ☎224-5764 ☎226-5091

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方が加入する公的年金制度です。加入者は第1号被保険者(自営業者や学生など)・第2号被保険者(会社員や公務員)・第3号被保険者(第2号被保険者の被扶養配偶者)に分かれます。

会社などを退職した時や配偶者の扶養から外れた時は届け出が必要です。

必要書類…退職者=年金手帳または基礎年金番号通知書・退職証明書または健康保険資格喪失証明書など・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
配偶者の扶養から外れた方=年金手帳または基礎年金番号通知書・健康保険資格喪失証明書など・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)

提出先…市民課(本庁舎1階)・市民センター・川越駅西口連絡所・川越年金事務所

令和5年度の国民年金保険料

4月から来年3月までの国民年金保険料は、月額1万6,520円です。納付書は、日本年金機構から4月上旬に送付されます。

また、国民年金保険料をまとめて前払い(前納)すると割り引きされる制度があります。

現金での納付以外に口座振替・クレジットカード・インターネットによる納付も可能です。詳しくは、川越年金事務所 ☎242-2657にお尋ねください。

学生納付特例

20歳以上の学生で、本人の所得が少なく保険料の支払いが困難な場合は、申請により保険料の納付が猶予される制度です。

令和4年度に特例が承認されて、令和5年度も引き続き同じ学校に在学する方は、日本年金機構から送付されるハガキ形式の申請書に必要事項を記入して返送してください。ただし、在学する学校等が変わった方、申請書が届かなかった方は、窓口での申請が必要です。

なお、令和5年度の申請は、4月1日(土)から受け付けます。

対象…大学・短大・高校・高等専門学校・専修学校などに在学する20歳以上の学生(所得制限あり)

必要書類…新学年の学生証または在学証明書(原本)・年金手帳または基礎年金番号通知書・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)

提出先…同課(本庁舎1階)・市民センター・川越駅西口連絡所・川越年金事務所

*2年1か月前までさかのぼって申請する場合は、在学期間を証明する書類が必要です。

事業所税の申告を忘れずに



市民税課 ☎224-5637 ☎226-2540

事業所税とは、都市環境の整備・改善に充てられる目的税です。事業を行う法人・個人で、市内の事業所などの床面積の合計が1,000㎡を超える場合、または市内の事業所の従業者数が100人を超える場合は、申告納税が必要です。

なお、床面積の合計が800㎡を超え1,000㎡以下の場合、または市内にある事業所の従業者数が80人を超え100人以下の場合は課税されませんが、申告の必要があります。

川越運動公園テニスコート補修に伴う一時休止

スポーツ振興課 ☎224-6094 ☎224-8712

川越運動公園テニスコート(壁打練習コート2面)は壁面補修を実施するため、3月6日(月)から8日(水)と3月13日(月)から15日(水)の期間、利用を一時休止します。

*工事の都合により、休止期間等に変更が生じる場合があります。

協働事業の募集

地域づくり推進課 ☎224-5705 ☎224-6705

詳しくは、同課(本庁舎3階)・市ホームページ等にある応募要項をご確認ください。

市民の皆さんからの提案による「提案型協働事業」

地域のさまざまな課題を解決するため、市民活動団体等が主体的に取り組む協働事業を募集し、その経費の一部を補助します。



応募期間…継続事業=3月10日(金)~17日(金)▶新規事業=4月3日(月)~14日(金)

市が提案する「協働委託事業」

市が提案する2つの事業について、市と協働で実施する市民活動団体等を募集します。



応募期間…4月3日(月)~14日(金)

①子育て情報誌作成

子育て中の方や、これから子育てをする方が安心して子育てができるよう、行政の制度、各種相談窓口、出産・子育てに関する情報などを紹介する情報誌を作成します。



②かわごえエコツアー

市内の環境スポットを見学し、講師から説明を受け、環境に対する理解を深める機会となるエコツアーを企画、実施します。



仮徴収(年金からの差し引き)を行います



令和4年度に国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・個人住民税が年金から差し引かれている方は、引き続き4月から仮徴収を行います。差し引き額は今年2月と同額です。ただし、個人住民税は令和4年度の公的年金等に係る年税額の6分の1に相当する額となります。

それぞれの金額は、昨年中の収入状況を基に6・7月に決定し、通知書を郵送します。決定額と仮徴収済み額の差額は、8月以降分で調整します。詳しくは、次の各課にお尋ねください。

内容	担当課
国民健康保険税	国民健康保険課 ☎224-5833 ☎224-7318
介護保険料	介護保険課 ☎224-5817 ☎224-5384
後期高齢者医療保険料	高齢・障害医療課 ☎224-5842 ☎224-7318
個人住民税	市民税課 ☎224-5640 ☎226-2540

こども医療費・ひとり親家庭等医療費の受給資格が終了する方へ

高齢・障害医療課 ☎224-6195 ☎224-7318

3月31日(金)でこども医療費またはひとり親家庭等医療費の受給資格が終了する方のうち、一定の障害がある方は、重度心身障害者医療費支給制度の登録を行ってください。登録することで、引き続き保険診療の一部負担金などの医療費の助成を受けることができます。

*精神障害者保健福祉手帳1級で受給資格登録をした場合、精神病床への入院費用は対象外となります。

対象…こども医療費・ひとり親家庭等医療費の受給資格が3月31日(金)で終了する方で、次のいずれかに該当する方①身体障害者手帳1~4級の方、②療育手帳A~Bの方、③精神障害者保健福祉手帳1級の方

*平成27年4月1日以降に65歳以上で新たに障害の程度が該当の等級になった方は対象外です。

*対象の方に所得がある場合は、助成対象外となる場合があります。

*こども医療費、ひとり親家庭等医療費の受給資格期間は、それぞれの受給者証に記載されています。

必要書類…障害の程度を証明する物(身体障害者手帳等)、健康保険証、本人または保護者名義の通帳など振込先口座が分かる物、マイナンバーがわかる物、本人確認書類(運転免許証等)

申し込み…3月31日(金)までに必要書類を持参の上、直接同課(本庁舎2階)

*4月3日(月)以降も手続きは随時可能ですが、手続きをした翌月以降の医療費が助成対象となります。

障害のある方の手当等のお知らせ

障害者福祉課 ☎224-5785
☎225-3033

申請は随時受け付けています。申請時に必要な書類や所得要件はそれぞれの手当で異なりますので、詳しくは、市ホームページを確認するか同課にお尋ねください。



■在宅心身障害者手当

手当について

対象…市内に住所を有し、身体障害者手帳1～3級・療育手帳A～B・精神障害者保健福祉手帳1・2級のいずれかをお持ちの方で、手当の対象となる等級の手帳を65歳未満で取得した方

* 65歳以上の方でも、平成21年12月31日以前に前記の等級に該当する手帳を取得していれば対象になります。

* 施設に入所中の方や市民税が課税されている方は対象となりません。受給中の方が施設に入所した場合は、必ず同課までご連絡ください。

* 支給額は等級や年齢によって異なります。

■特別障害者手当

対象…20歳以上で身体または精神の重度障害により、日常生活で常時、特別の介護を要する状態にあり、障害基礎年金1級程度の障害が重複するか、同程度以上と認められる方

* 施設に入所中の方または3か月を超えて入院中の方は、手当を受けられません。

* 支給額は年度によって変更があります。

■障害児福祉手当

対象…20歳未満で、①身体障害者手帳1級の一部・2級の一部の方、②療育手帳A相当の方、③精神障害・血液疾患・肝臓疾患などで①②と同程度の障害を有する方

* 施設に入所中の方は手当を受けられません。

* 支給額は年度によって変更があります。

福祉タクシー利用券・ガソリン利用券

タクシーの初乗り運賃補助またはガソリンの費用助成を希望する方は、電子申請または、障害者手帳・車検証(ガソリン利用券希望の方のみ)を持参の上、直接同課に申請してください。



また、福祉タクシー利用券は、令和5年度から乗車料金が初乗運賃相当額の2倍以上の額になる場合は、2枚まで使用できるようになります。

なお、既に福祉タクシー利用券またはガソリン利用券の登録がお済みの方には、令和5年度分の利用券を3月下旬に送付します。

対象…身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかの交付を受けている方

やってみませんか？ 集団回収



資源循環推進課 ☎239-6267 ☎239-5054

集団回収は地域に住む皆さんの自主活動として、各家庭から資源物を回収し

一定の場所に集め、取扱業者に引き渡すリサイクル活動です。ごみの減量・資源化の促進



に効果があり、市からの報償金もあります(事前に団体登録を行う必要があります)。

■今年度の集団回収優良団体の紹介

ごみの減量・資源化を推進し、優秀な実績を収めた団体は、住友あい育成会、南通町子ども会育成会、諏訪町自治会、砂新田南自治会、砂新田三丁目自治会、川越西中PTA、霞ヶ関東小PTA、広谷新町福寿会の8団体です。

自転車乗用中はヘルメットを着用しましょう

防犯・交通安全課 ☎224-5721 ☎224-6705

道路交通法の一部改正により、4月1日(土)から全ての年齢層の自転車利用者に対し、乗車用ヘルメットの着用が努力義務となります。

自分自身の命を守るため、自転車に乗る際はヘルメットの着用をお願いします。

重度心身障害者医療費受給者証の更新に関する申告を忘れずに

高齢・障害医療課 ☎224-6195 ☎224-7318

毎年8月1日または10月1日に受給者証の更新があります。市が所得を確認し、基準を満たした方に新しい受給者証を郵送します。市が所得情報を把握できない場合には支給停止となりますので、所得がない方も住民税申告を行ってください。

令和4年度分の難病患者見舞金の申請はお済みですか



障害者福祉課 ☎224-5785 ☎225-3033

令和4年度分の申請は、3月31日(金)まで受け付けます。

対象…市内に1年以上居住し、申請時に有効期限内の指定難病医療受給者証(県発行)・特定疾患医療受給者証(県発行)・指定疾患医療受給者証(県発行)・川越市小児慢性特定疾病医療受給者証のいずれかの交付を受けている方

持ち物…医療受給者証・本人名義の預(貯)金通帳

申請場所…障害者福祉課(本庁舎1階)、健康管理課(総合保健センター1階)または市ホームページから電子申請

地区計画、ご存じですか

都市計画課 ☎224-5945
☎225-9800



住みよい環境の整備や豊かな自然の保全など、その地区の特性に応じたきめ細やかなまちづくりのため、市内の一部の地域では地区計画が定められています。住民の皆さんの意向を反映し、より地区の実情に合ったまちづくりを進めます。

■地区計画って何？

生活に身近な地区を単位として、建築物の建て方や用途などについて、地区の特性に応じたルールを定めた、都市計画法に基づく制度です。

■どんなルールがあるの？

地区計画では、建築物の用途の制限、建築物の最高高さや最低敷地面積、壁面の位置、垣・柵の構造制限などを定めています。地区計画のルールは地区によって異なります。

■工事着手の30日前までに届け出が必要です！

地区計画が定められている区域内で、建築物の新築・増築・改築や工作物の新築・増築などの工事を行うときは、工事着手の30日前までに同課(本庁舎5階)へ届け出が必要です。

地区のルールによっては、建築確認申請が不要な小規模な増築、垣・柵の設置、物置・車庫の設置等でも届け出が必要な場合があります。事前にご確認ください。

未届けでの設置が多い行為の例

●ブロック塀やフェンスなどの設置

→「^{また}垣又はさくの構造の制限」に該当する場合があります。

●屋根付き車庫や屋根付き駐輪場、物置などの設置

→「壁面の位置の制限」や「建蔽率」、「容積率」などに該当する場合があります。

地区計画は、地区内の土地を持つ皆さんとの合意に基づいて決定しています。地区の皆さん一人ひとりルールを守ることによって、その地区の環境が保たれます。地区計画が定められている区域内にお住まいの方や、これからお住まいになる方は、計画の内容をご確認の上、必要な届け出をお願いします。



地区計画実施箇所

- ①川鶴笠幡地区 ②川越笠幡水久保地区 ③霞ヶ関地区 ④南古谷駅西地区 ⑤四都野台地区
- ⑥上戸新町地区 ⑦藤木地区 ⑧笠幡東前原地区 ⑨大塚新田南大塚地区 ⑩川越駅西口地区
- ⑪鴨田地区 ⑫西部地域振興ふれあい拠点地区 ⑬新河岸駅周辺地区 ⑭東田町地区
- ⑮本川越駅西口周辺地区 ⑯霞ヶ関駅北口周辺地区 ⑰増形地区

犯罪認知件数・交通事故発生状況 (令和4年12月末確定値)

犯犯・交通安全課 ☎224-5721
川越警察署 ☎224-0110

■犯罪認知件数(埼玉県警察本部提供) 自転車のツーロックを心掛けましょう！

	令和4年	令和3年	増減数
侵入盗	90	49	+41
車上ねらい	86	77	+9
ひったくり	5	7	-2
自転車盗	525	411	+114
自動車盗	12	9	+3

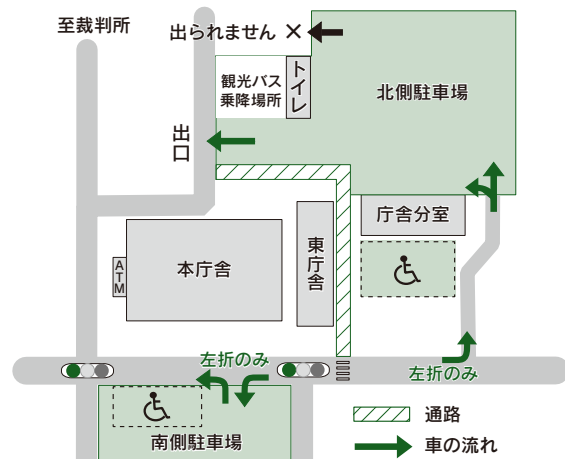
■交通事故発生状況(川越警察署提供) ハンドサインで横断の意思表示をしましょう

	令和4年	令和3年	増減数
死者数	8	6	+2
人身件数	964	1,041	-77
物件件数	7,533	7,424	+109

市役所北側駐車場の出口の変更

管財課 ☎224-5633 ☎225-2895

本庁舎空調設備等改修工事の現場事務所の撤去に伴い、北側駐車場の出口が元の位置に戻りました。なお、工事は2月末に全て終了しました。ご協力ありがとうございました。



シリーズ 公共施設の未来を考えよう

～⑥川越市個別施設計画(公共施設編)～その2

社会資本マネジメント課
☎224-6377
☎225-2895



～前回の振り返り～川越市個別施設計画(公共施設編)～

「川越市個別施設計画(公共施設編)」の第2章「保全」についてお伝えしました。

公共施設ごとの老朽化の状況や役割等を踏まえた具体的な取り組みを示す計画である「個別施設計画(公共施設編)」。今回は第3章「整備更新」についてです。

第3章では、公共施設ごとに施設の状況や課題を記載しているほか、施設の傷んだところを直したり、新しく建て替えたりする「整備更新」の方針を示しています。また併せて、2025年度までの計画期間において、更新および改修の取り組みを進める施設を示しています。

市では現在、この計画に沿って取り組みを進めています。

「更新の機会を捉えた対策」の例

同種の施設を統合し、一体の施設とする「集約化」や、異なる種類の施設を一体化する「複合化」、施設でのサービスを廃止する「廃止」、各施設が持つ同様の機能を共同して利用する「共有化」などがあります。



前回解説した第2章「保全」に関する取り組みは下のような記載になります。

市立川越高等学校	40年目改修	40年目改修の時期にあたり、工事履歴や点検結果等を踏まえ、必要な改修を行います。
----------	--------	--

施設ごとの取り組みの例

対象施設	取組	内容
環境衛生センター	更新の検討	機器設備の更新時期を踏まえ、施設更新の機会を捉えた対策も含めて検討します。



今回で「シリーズ 公共施設の未来を考えよう」は最終回です。今後もこの計画により、各施設の最適化に取り組み、次世代に引き継いでいきます。

～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

- 年度替わりの時期は窓口が混みあいます 市民課 ☎224-5747 ☎225-5371
3月中旬から4月上旬の年度替わりの時期は、住所異動などの届け出が多く、窓口が大変混雑します。住民票や戸籍に関する届け出は、同課(本庁舎1階)、市民センター、川越駅西口連絡所で受け付けできます。お近くの窓口をご利用ください。
- 平日夜間の電話での納税相談実施 収税課 ☎224-5691 ☎226-2538
3月16日(休)・17日(金)午後5時15分～8時。開庁時間に相談ができない方はご利用ください。
- 個人情報保護制度が条例から法律に移行します 総務課 ☎224-5550 ☎225-2895
個人情報保護法の改正により、4月1日(出)から法律が地方公共団体に直接適用されます。保有個人情報の開示請求の手数料は無料ですが、保有個人情報が記録されている公文書の写しを交付する際のコピー代等の実費は、これまでどおり請求者の負担です。
- 斎場市民聖苑利用説明会 斎場 ☎226-0090 ☎226-7088
3月28日(火)午前9時～▶午前10時30分～。対象は市内在住。各定員10人。申し込みは電話で斎場。
- 年次報告書の公表 環境政策課 ☎224-5866 ☎225-9800
「川越市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」および「環境基本計画・緑の基本計画年次報告書」の令和3年度の進捗状況をまとめた報告書を、3月1日(休)から同課(本庁舎5階)・情報公開コーナー(東庁舎1階)・市民センター・公民館・図書館・市ホームページでそれぞれ公表します。また、各報告書に対する意見・提案を3月24日(金)まで同課で受け付けます(ファクス可)。
- 会計年度任用職員を募集 障害者総合相談支援センター ☎293-4319 ☎293-4329
障害者総合相談支援センターで一般企業への就職を希望する障害のある方への就労相談・支援等を行う就労支援相談員を募集します。資格要件等詳しくは、市ホームページをご確認ください。
- 市内循環バス「川越シャトル」特別乗車証の更新 高齢の方=高齢者いきがい課 ☎224-5809 ☎229-4382 障害のある方=障害者福祉課 ☎224-5785 ☎225-3033
現在発行している市内循環バス特別乗車証の有効期間は、3月31日(金)までとなっていますが、更新の申請は必要ありません。現在、特別乗車証をお持ちの方には、新しい特別乗車証を3月下旬に郵送します。
- 広報川越の綴じ方向が変わります 広報室 ☎224-5495 ☎225-2171
広報川越5月号から左綴じになります。詳しくは、広報川越4月号でお知らせします。